

福岡県公報

平成27年10月27日
第3739号

目次

告示(第853号-第864号)

○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課)	1
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○土地収用法及び行政代執行法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用地課)	6
○公有水面埋立ての竣工認可	(港湾課)	6
公 告		
○市街地再開発組合の解散の認可	(都市計画課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

○落札者等の公示	(警察本部会計課)	7
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	8
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	13
○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定	(建築指導課)	16
○建築基準法に基づく一定の一団の土地の区域等の認定	(建築指導課)	16
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	16
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	17
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	17
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	17
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	18
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	18
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	18
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	19
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	20
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	20

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	20
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	21
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	21

告 示

福岡県告示第853号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成16年福岡県条例第21

号) 第6条第1項第1号の規定により、同号の表イの項に掲げる基準の全てを満たす土地の区域を指定したので、同条第4項において準用する第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の名称
小郡市今隈地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市山隈及び干潟の各一部

福岡県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
田介185	ひだまりクリニック	田川市大字糺824-20	H 27・8・21	訪看・居管
嘉鞍介歯3	やよい歯科医院	鞍手郡鞍手町弥生一丁目87	H 27・6・12	居管
直介歯84	直方おなかぼんぼん内科クリニック	直方市大字知古1408-5	H 27・6・1	居管・予居管
粕介薬162	エーアイ薬局	糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1078-6	H 27・10・1	居管・予居管

大野介薬74	アクラス薬局	大野城市栄町二丁目5-15	H 27・9・1	居管・予居管
直介薬93	きらり薬局直方店	直方市大字頓野995-3	H 27・8・1	居管・予居管
行居135	ヘルパーステーションKKS	行橋市字蓑島765-1	H 27・8・1	訪介・予訪介
行居136	がんばんデイ行橋	直方市東泉四丁目16-16	H 27・10・1	通介・予通介
粕居195	有料老人ホームかめやま	糟屋郡志免町別府二丁目2-1	H 27・9・1	特生・予特生
豊居43	小規模多機能型居宅介護事業所りくぜん	豊前市青豊18-3	H 27・9・17	小居
直介157	直方おなかぼんぼん内科クリニック	直方市大字知古1408-5	H 26・10・1	居管・予居管
粕居92	介護老人保健施設グロリア	糟屋郡志免町別府二丁目2-1	H 27・9・1	通り・短療・老保・予通り・予短療
久地居27	訪問介護さくち	三井郡大刀洗町大字山隈23	H 27・8・1	訪介・予訪介

福岡県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
筑紫居58	デイサービスよつ葉	リハビリイドよつ葉	筑紫野市原田七丁目2-7	H26・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介203	医療法人社団日晴会久恒病院	糟屋郡宇美町大字宇美4633-22	糟屋郡志免町大字田富字牛丸152-1	H27・7・1
行介訪4	大原病院訪問看護ステーション	行橋市門樋町2-11	行橋市宮市町2-5	H27・8・3

福岡県告示第856号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田居183	ひだまりクリニック	田川市大字糺824-20	H27・8・20
糸島地介薬16	高田薬局	糸島市高田四丁目24-41	H27・10・1
糸島地介薬6	はたえ調剤薬局	糸島市波多江駅南二丁目1-22	H27・9・30
大居243	デイサービスおかげさん	大牟田市大字新町87	H27・9・30

春支22	ケアプランセンター未来色	大野城市旭ヶ丘二丁目1-20	H27・8・31
------	--------------	----------------	----------

福岡県告示第857号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生378	きよいファミリー内科	糟屋郡須恵町大字須恵1078-6	H27・10・1
春生166	林眼科春日診療所	春日市星見ヶ丘二丁目43-2	H27・10・1
田生185	ひだまりクリニック	田川市大字糺824-20	H27・8・21
福津生歯36	岡本歯科医院	福津市福岡南一丁目1150-3	H26・9・1
像生歯75	くりえいと歯科おおかわちクリニック	宗像市くりえいと三丁目3-1	H27・10・1
糸島地生歯50	たかやま歯科医院	糸島市高田五丁目1-11	H27・10・1
直生歯84	直方おなかぼんぼん内科クリニック	直方市大字知古1408-5	H27・6・1
粕生薬162	エーアイ薬局	糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1078-6	H27・10・1
福津生柔34	オーエス福岡駅薬局	福津市中央三丁目1-1	H27・10・1
大野生薬74	アクラス薬局	大野城市栄町二丁目5-15	H27・9・1

筑紫生薬84	ゆかり薬局	筑紫野市針摺中央二丁目17-8	H27・9・1
直生薬95	新町回生堂薬局	直方市新町一丁目4-13	H27・10・1
福津生訪5	訪問看護エスペランサ	福津市日蒔野一丁目10-28-105	H27・9・1
田川生訪18	訪問看護ステーションプライム	田川郡香春町大字中津原1160-2	H27・8・3

福岡県告示第858号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田川生歯124	医療法人ひいらぎ会 福智歯科医院	ひいらぎ歯科医院	田川郡福智町金田921番地16	H27・7・13

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行生訪4	大原病院訪問看護ステーション	行橋市門樋町2-11	行橋市宮市町2-5	H27・8・3

福岡県告示第859号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされ

た場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
行生61	尾形内科クリニック	行橋市中央二丁目1-13	H27・3・31
宮生歯12	大曲歯科医院	宮若市竹原339-1	H27・4・1
糸島地生薬57	新生堂薬局 前原中央店	糸島市前原中央一丁目6番13号	H27・8・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
朝倉生53	医療法人徳洲会 杷木クリニック	朝倉市杷木古賀1842-5	H27・7・31
田生178	ひだまりクリニック	田川市大字糶824-20	H27・8・20
春生歯87	しらきはら歯科	春日市若葉台西三丁目6番地	H27・7・31
筑生歯16	青木歯科医院	筑後市大字山ノ井191-1	H27・7・13
大野生薬53	(有) マシダファーマシー 栄町調剤薬局	大野城市栄町二丁目5-15	H27・8・31
飯生薬52	有限会社マイルド薬局	飯塚市鯉田2356-10	H27・7・31

福岡県告示第860号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされ

れた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
中生マ3	畑 雄一(大膳鍼灸あんま治療院)	中間市岩瀬西町32-3	H27・10・1
田生柔48	松下 元気(長生庵)	田川市大字伊田2741-11KMビル1階	H26・8・1
田生柔49	山野 州康(長生庵)	田川市大字伊田2741-11KMビル1階	H27・5・1
田生柔50	中牟田 さくら(長生庵)	田川市大字伊田2741-11KMビル1階	H27・5・1
田生柔51	高倉 大宗(長生庵)	田川市大字伊田2741-11KMビル1階	H27・5・1
田生柔52	田中 紫音(長生庵)	田川市大字伊田2741-11KMビル1階	H27・5・1
小生柔20	川原 冬樹(ひまわり整骨院)	小郡市大保1222-7白木店舗中央南側	H27・9・4
筑紫生柔67	松隈 禎(こころ鍼灸整骨院)	筑紫野市むさしヶ丘三丁目17-10	H27・5・19
み生柔24	倉吉 英典(かなで整骨院)	みやま市瀬高町太神1353-5	H27・9・24
宗遠生柔22	西 涼太(一休整骨院)	遠賀郡水巻町吉田西二丁目1-1アサヒコーポ102号	H27・9・1
田川はき2	山之内 靖幸(心華鍼灸院)	田川市大字伊田3479銀風荘18号	H27・9・1
中生はき5	畑 雄一(大膳鍼灸あんま治療院)	中間市岩瀬西町32-3	H27・10・1
筑紫生はき12	松隈 禎(こころ鍼灸整骨院)	筑紫野市むさしヶ丘三丁目17-10	H27・5・19

福岡県告示第861号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生柔3	りきたけ整骨院	糸島市浦志197-2	糸島市前原東一丁目6-21	H25・5・21

福岡県告示第862号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田川生マ54	副島 明彦(あおぞら訪問マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444-13	H27・8・1
像生柔84	常村 将志(堺整骨院宗像本院)	宗像市栄町13-4	H27・9・9
粕生柔57	山本 浩信(美ら海整骨院)	糟屋郡粕屋町大字内橋560-1	H27・8・12

遠生柔16	北野 主樹（一休整骨院）	遠賀郡水巻町吉田西二丁目1-1 アサヒコーポ102号	H27・8・31
-------	--------------	----------------------------	----------

福岡県告示第863号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第102条の2第2項及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、県土整備部用地課において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 通知を受けるべき者

有限会社武富組

福岡市西区福重三丁目3番14号（登記簿上の住所地）

2 通知すべき書類

平成27年10月2日付け27用第818号「代執行令書」

福岡県告示864号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 竣功認可年月日

平成27年9月14日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所（主たる事務所の所在地）並びにその代表者の

氏名

(1) 竣功認可を受けた者

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 小川 洋

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

豊前市大字宇島7001番地及び7002番地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院丸尾三等三角点（北緯33度37分31秒8578、東経131度07分12秒8026）から102度54分36秒、1,048.58メートルの地点

②の地点 ①の地点から17度06分24秒、7.21メートルの地点

③の地点 ②の地点から106度51分29秒、48.10メートルの地点

④の地点 ③の地点から39度06分26秒、41.09メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から123度19分16秒、14.63メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から119度53分46秒、5.74メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から117度02分02秒、4.76メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から114度42分15秒、11.10メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から108度56分58秒、8.32メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から107度46分09秒、22.47メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から114度50分13秒、23.46メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から128度36分36秒、19.45メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から151度30分23秒、3.18メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から200度21分55秒、13.93メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から237度32分22秒、13.48メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から286度21分07秒、58.45メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から287度08分40秒、105.22メートルの地点

(3) 面積

4,732.27平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成24年12月18日24港第1317号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所

豊前市役所

公 告

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定に基づき、吉原町1番地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により次のように公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 組合の名称
吉原町1番地区市街地再開発組合
- 事務所の所在地
飯塚市吉原町10番7号
- 設立認可の年月日
平成25年1月23日
- 解散認可の年月日
平成27年10月14日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成27年10月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン宗像

(2) 所在地 宗像市田久字鍵分642-1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか26社	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか27社

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字平田1762番6及び1762番9
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市城南区荒江一丁目33番1号
株式会社ハヤシハウジング
代表取締役 林 和則

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る物品等の名称
原動機付自転車賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年9月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

日通商事株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

47,877,480円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年10月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームプラザナフコ 南宗像店

(2) 所在地 宗像市大字光岡字立浦105番 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ナフコ	午前8時00分～ 午後8時00分	午前7時00分～ 午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分～午後8時30分	午前6時30分～午後9時30分

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)	指定番号	指定年月日	指定期間
八女県土整備事務所長	(1)起点：筑後市大字馬間田字西方1073 終点：筑後市大字馬間田字彼岸田151-2 (2)起点：筑後市大字馬間田字彼岸田143-3 終点：筑後市大字馬間田字大次郎107	(1)740.0 (2)120.0	(1)12.5～15.5 (2)7.0	26久整第203号-2	平成26年4月1日	平成28年3月31日まで
九州地方整備局福岡国道事務所長	起点：柳川市大和町鷹ノ尾字東小袋2145 終点：柳川市大和町塩塚字溝越1416-2	837.0	11.6～17.5	26久整第203号	平成26年4月9日	平成28年3月31日まで

那珂県土整備事務所長	起点：筑紫野市二日市中央五丁目653-26 終点：筑紫野市二日市中央五丁目653-26	72.7	5.0	26那整第379号-3	平成26年4月11日	平成28年2月28日まで
筑紫野市長 藤田 陽三	起点：筑紫野市大字筑紫581の地先 終点：筑紫野市大字筑紫560の地先	112.4	4.0	26那整第379号	平成26年4月14日	平成27年3月31日まで
筑紫野市長 藤田 陽三	筑紫野市大字筑紫	1,758.0	3.5~21.0	26那整第379号-2	平成26年4月14日	平成27年3月31日まで
川崎町長 小田 幸男	起点：田川郡川崎町大字池尻318-4 終点：田川郡川崎町大字池尻136-10	219.4	7.0~18.82	26飯整第403号	平成26年5月1日	平成28年3月31日まで
那珂県土整備事務所長	起点：春日市小倉二丁目131 終点：春日市小倉二丁目1	320.0	250	26那整第379号-4	平成26年5月7日	平成27年3月31日まで
朝倉県土整備事務所長	起点：朝倉市千手988番地 終点：朝倉市千手972-2番地	100.0	9.57~9.75	26那整第870号	平成26年5月9日	平成28年3月31日まで
小郡市長 平安 正知	小郡市大板井629-2、大保1487、1490-1、1490-2	37.8	12.0	26久整第203号-3	平成26年5月13日	平成27年3月31日まで
朝倉市長 森田 俊介	起点：朝倉市甘木1227番5地先 終点：朝倉市来春368番1地先	1,080.0	16.0	26那整第870号-2	平成26年5月14日	平成28年3月31日まで
八女県土整備事務所長	起点：筑後市大字馬間田字南高田330-1 終点：筑後市大字馬間田字花詰402	600.0	12.5	26久整第203号-4	平成26年5月16日	平成28年3月31日まで
太宰府市長 井上 保廣	起点：太宰府市五条三丁目2804-14 終点：太宰府市五条三丁目2804-14	30.9	9.0	26那整第379号-5	平成26年5月19日	平成27年4月1日まで

株式会社アグリス 代表取締役 中村 裕之	起点：八女市国武字篠原651番2地先（北端部） 終点：八女市国武字篠原651番2地先（南端部）	62.03	8.23	26久整第203号-5	平成26年5月19日	平成26年12月31日まで
福岡県土整備事務所長	起点：糟屋郡久山町大字山田3011-3地先 終点：糟屋郡新宮町大字立花口390-1地先	1,580.0	26.0	26福整第138号-2	平成26年5月20日	平成28年3月31日まで
糸島市長 月形 祐二	起点：糸島市前原駅南二丁目702番2 終点：糸島市前原駅南二丁目543番6	536.0	15.5~19.0	26福整第138号	平成26年5月29日	平成28年5月28日まで
那珂県土整備事務所長	起点：大野城市乙金東二丁目1212-203 終点：大野城市中二丁目692-2	1,620.0	25.0~27.0	26那整第379号-6	平成26年6月2日	平成27年3月31日まで
直方県土整備事務所長	起点：宮若市長井鶴字亀甲190-6 終点：宮若市長井鶴字亀甲191-7	80.0	11.0~12.9	26飯整第403号-2	平成26年6月2日	平成27年3月31日まで
社会福祉法人 宗恵会 理事長 山下 裕香	起点：筑紫野市紫四丁目11番14 終点：筑紫野市紫四丁目11番14	35.14	6.0	26那整第379号-7	平成26年6月5日	平成27年3月31日まで
南筑後県土整備事務所長	指定区間1： 起点：柳川市保加町24-1 終点：柳川市保加町7 指定区間2： 起点：柳川市保加町58-3 終点：柳川市保加町69-1 指定区間3： 起点：柳川市上町7-6 終点：柳川市上町18-8 指定区間4： 起点：柳川市上町50 終点：柳川市上町40-1	指定区間1：82.0 指定区間2：96.0 指定区間3：107.0 指定区間4：89.0	指定区間1：5.0~7.0 指定区間2：5.0~7.0 指定区間3：5.0~7.0 指定区間4：5.0~7.0	26久整第203号-6	平成26年6月6日	平成28年4月30日まで

藤 義裕	起点：糟屋郡粕屋町大字内橋字長国556-7地先 終点：糟屋郡粕屋町大字内橋字長国557-1地先 (水路含まず)	57.2	5.48~5.67	26福整第138号-3	平成26年6月9日	平成27年2月28日まで
遠賀町長 原田 正武	起点：遠賀郡遠賀町大字上別府2630番地の1地先 終点：遠賀郡遠賀町大字上別府1505番地の4地先	350.5	7.5~15.82	26北整第71号	平成26年6月18日	平成28年5月31日まで
直方県土整備事務所長	起点：鞍手郡鞍手町小牧529-5 終点：鞍手郡鞍手町小牧529-5	25.0	11.5~13.7	26飯整第403号-3	平成26年6月23日	平成28年3月31日まで
福岡県土整備事務所長	起点：糸島市二丈田中456番地先 終点：糸島市神在860番2地先	220.0	9.8~18.2	26福整第138号-4	平成26年7月2日	平成28年7月1日まで
飯塚市長 齊藤守史	起点：飯塚市平恒1114 終点：飯塚市平恒1113	245.0	10.0	26飯整第403号-4	平成26年7月14日	平成28年3月31日まで
飯塚県土整備事務所長	起点：飯塚市大字川島468-6 終点：飯塚市大字川島473-6	110.0	7.0~10.44	26飯整第403号-5	平成26年7月17日	平成26年5月31日
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	(1)起点：八女郡広川町大字新代字松ノ木655番1地先 終点：八女郡広川町大字新代字松ノ木659番1地先 (2)起点：八女郡広川町大字新代字松ノ木647番1地先 終点：八女郡広川町大字新代字松ノ木655番8地先	(1)65.75 (2)57.55	(1)9.0 (2)7.89~8.17	26久整第203号-7	平成26年7月28日	平成27年3月31日まで
平田 健一	起点：大野城市大城一丁目465番 終点：大野城市大城一丁目465番	57.08	8.5~8.65	26那整第379号-8	平成26年8月1日	平成26年9月30日まで

久山町上久原土地区画整理組合 理事長 久芳 博文	8号線： 起点：糟屋郡久山町大字久原字上ヶ原677番3地先 終点：糟屋郡久山町大字久原字上ヶ原687番1地先 9号線： 起点：糟屋郡久山町大字久原字上ヶ原702番1地先 終点：糟屋郡久山町大字久原字上ヶ原703番1地先 10号線： 起点：糟屋郡久山町大字久原字上ヶ原705番3地先 終点：糟屋郡久山町大字久原字古賀の脇818番2地先 15号線： 起点：糟屋郡久山町大字久原字山の神441番2地先 終点：糟屋郡久山町大字久原字山の神476番10地先	1,620.4	6.0	26福整第138号-5	平成26年8月5日	平成26年12月31日まで
久山町上山田土地区画整理組合 理事長 中田 光美	起点：糟屋郡久山町大字山田字堀ノ内636番2地先 終点：糟屋郡久山町大字山田字古屋敷511番4地先	698.07	5.0~13.0	26福整第138号-6	平成26年8月6日	平成27年3月31日まで
福岡県土整備事務所長	起点：糟屋郡須恵町大字須恵803番3先道の地先 終点：糟屋郡須恵町大字須恵830番5地先	164.5	25.1~28.1	26福整第138号-11	平成26年8月27日	平成27年9月30日まで

苅田町長 吉廣 啓子	起点：京都郡苅田町大字与原字文久2143番73 終点：京都郡苅田町大字与原字下笠屋1136番3	325.0	16.0	26北整第71号-2	平成26年9月2日	平成28年7月31日まで
行橋市長 田中 純	起点：行橋市北泉四丁目1952-2番地先 終点：行橋市北泉四丁目1982-3番地先	173.7	7.0~17.8	26北整第71号-3	平成26年9月4日	平成28年3月31日まで
飯塚県土整備事務所長	起点：飯塚市棕本69番地の1地先 終点：飯塚市棕本66番地の1地先	86.0	12.0~17.8	26飯整第403号-6	平成26年9月8日	平成28年9月4日まで
柳川市長 金子 健次	起点：柳川市七ツ家字東葭野334-1 終点：柳川市七ツ家字東葭野331-3	50.3	4.0~4.3	26久整第203号-8	平成26年9月16日	平成27年3月31日まで
南筑後県土整備事務所長	起点：大川市大字鐘ヶ江749番 終点：大川市大字鐘ヶ江6番1	140.8	10.5~13.0	26久整第203号-9	平成26年9月25日	平成28年8月30日まで
田川県土整備事務所長	起点：田川郡大任町大字大行事4010-1地先 終点：田川郡大任町大字大行事4066-4地先	150.0	11.47~17.0	26飯整第403号-7	平成26年9月26日	平成28年3月31日まで
宗像市長 谷井 博美	区-1号道路： 起点：宗像市深田字下荒開1044番3 終点：宗像市深田字下荒開1022番 区-2号道路： 起点：宗像市深田字下荒開1022番 終点：宗像市深田字下荒開2562番 区-3号道路： 起点：宗像市深田字下荒開1022番	区-1号道路：88.35 区-2号道路：155.54 区-3号道路：96.69 区-4号道路：69.88	区-1号道路：6.5 区-2号道路：6.0 区-3号道路：6.0 区-4号道路：6.0	26北整第71号-4	平成26年9月30日	平成27年6月30日まで

	終点：宗像市深田字下荒開1022番 区-4号道路： 起点：宗像市深田字下荒開1022番 終点：宗像市深田字下荒開1022番					
糸島市前原東土地区画整理組合 理事長 柴田 昭生	起点：糸島市波多江1130番13地先 終点：糸島市篠原120番1地先	3624.6	6.0~17.0	26福整第138号-13	平成26年10月1日	平成28年9月30日まで
大川市長 鳩山 二郎	起点：大川市大字幡保字差入102、103番合併4地先 終点：大川市大字一木字勘取町ノ-69番1地先	366.0	10.5~12.8	26久整第203号-10	平成26年10月2日	平成28年8月31日まで
株式会社M-BOX 代表取締役 松本 幸弘	起点：糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1592番371地先 終点：糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1592番361地先	40.81	4.01~4.08	26福整第138号-12	平成26年10月6日	平成26年11月30日まで
南筑後県土整備事務所長	鐘ヶ江酒見間線： 起点：大川市大字三丸1014番4先 終点：柳川市間125番1先 大牟田川副線： 起点：柳川市間118番1先 終点：柳川市間127番1先 新田西蒲池線： 起点：柳川市間383番1先 終点：柳川市間116番1先	鐘ヶ江酒見間線：847.0 大牟田川副線：182.0 新田西蒲池線：76.0	鐘ヶ江酒見間線：10.0~13.0 大牟田川副線：9.3~12.8 新田西蒲池線：6.4~17.3	26久整第203号-11	平成26年10月9日	平成28年3月31日まで
前田建設工業株式会社 九州支店 執行役員 支店長 永重 雅守	起点：筑紫野市大字萩原4番 終点：筑紫野市むさしヶ丘三丁目582番231先	392.41	6.0	26那整第379号-9	平成26年10月31日	平成27年3月31日まで

飯塚市長 齊藤守史	(1)起点：飯塚市本町1180-6 終点：飯塚市本町1225-5 (2)起点：飯塚市本町1225-21 終点：飯塚市本町1225-19	120.8	14.75	26飯整第403号-8	平成26年11月11日	平成28年3月31日まで
飯塚市長 齊藤守史	区画道路1： 起点：飯塚市本町1225-8 終点：飯塚市本町1222-10 区画道路2： 起点：飯塚市本町1226-28 終点：飯塚市本町1226-6 区画道路3： 起点：飯塚市本町1180-13 終点：飯塚市本町1222-10 区画道路4： 起点：飯塚市本町1222-10 終点：飯塚市本町1222-4	204.7	6.0	26飯整第403号-9	平成26年11月11日	平成27年6月30日まで
飯塚市長 齊藤守史	起点：飯塚市本町1180-6 終点：飯塚市本町1180-13	23.7	14.25	26飯整第403号-10	平成26年11月11日	平成27年9月30日まで
福岡県知事 小川 洋	起点：行橋市行事三丁目524地先 終点：行橋市行事三丁目524地先	48.5	6.0	26北整第71号-5	平成26年11月11日	平成28年1月29日まで
田川県土整備事務所長	起点：田川郡添田町大字中元寺2127-1地先 終点：田川郡添田町大字中元寺1360-1地先	175.4	7.82~12.22	26飯整第403号-11	平成26年11月11日	平成28年3月31日まで
朝倉県土整備事務所長	区間(1) 起点：朝倉市入地1591-1 終点：朝倉市大庭3674-1 区間(2) 起点：朝倉市大庭3545-2 終点：朝倉市大庭3641-4	(1)145.7 (2)17.0	(1)10.0~10.5 (2)6.5	26那整第870号-3	平成26年12月4日	平成28年3月30日まで

苅田町長 吉廣 啓子	起点：京都郡苅田町大字与原字中尾817-4 終点：京都郡苅田町大字与原字笠屋無田1086-4	184.0	16.0	26北整第71号-6	平成26年12月12日	平成28年11月14日まで
八女県土整備事務所長	起点：八女市立花町原島366-1 終点：八女市立花町原島1039-1	420.0	13.0	26久整第203号-12	平成26年12月16日	平成28年12月31日まで
小郡市長 平安 正知	起点：小郡市小郡1511-1 終点：小郡市寺福童549-87	367.0	19.0	26久整第203号-13	平成27年1月9日	平成28年12月31日まで
川崎町長職務代理者 川崎町副町長 井塚 誠	起点：田川郡川崎町大字川崎163-1 終点：田川郡川崎町大字川崎105-1	74.0	12.0~28.25	26飯整第403号-12	平成27年1月28日	平成28年4月30日まで
桂川町長 井上 利一	起点：嘉穂郡桂川町大字土師字八王寺1336番2地先 終点：嘉穂郡桂川町大字土師字八王寺1336番3地先	30.0	4.0	26飯整第403号-13	平成27年2月9日	平成27年3月31日まで
福岡県土整備事務所長	(1)工区： 起点：糸島市高来寺229番1地先 終点：糸島市高来寺207番1地先 (2)工区： 起点：糸島市高来寺276番6地先 終点：糸島市大門705番1地先	(1)工区：270.0 (2)工区：247.1	10.9~11.4	26福整第138号-14	平成27年2月16日	平成29年2月15日まで
筑後市長 中村 征一	起点：筑後市大字蔵敷515番1地先 終点：筑後市大字西牟田6040番1地先	305.0	9.75~13.56	26久整第203号-14	平成27年2月19日	平成29年2月28日まで
朝倉市長 森田 俊介	起点：朝倉市甘木975番地地先 終点：朝倉市甘木809番地地先	143.92	8.0	26那整第870号-4	平成27年2月19日	平成29年1月31日まで

福岡市長 高島 宗一郎	起点：筑紫郡那珂川町片縄北四丁目651-3地先 終点：筑紫郡那珂川町片縄東一丁目540-2地先	660.0	16.0	26那整第379号-10	平成27年3月2日	平成29年2月28日まで
社会福祉法人 寿泉会 理事長 稲葉 保真	1号道路： 起点：朝倉郡筑前町弥永字ウツミノヤ2003 終点：朝倉郡筑前町弥永字古寺1229-1 2号道路： 起点：朝倉郡筑前町弥永字ウツノミヤ1489-1 終点：朝倉郡筑前町弥永字ウツノミヤ1454-1 3号道路： 起点：朝倉郡筑前町弥永字古寺1229-1 終点：朝倉郡筑前町弥永字梨木城1718-2	1号道路： 223.43 2号道路： 128.47 3号道路： 73.9	1号道路： 4.2~10.0 2号道路： 9.0 3号道路： 4.2~9.0	26那整第870号-5	平成27年3月5日	平成28年4月30日まで
朝倉県土整備事務所長	起点：朝倉市中島田374-1 終点：朝倉市中島田236-4	257.0	10.0	26那整第870号-6	平成27年3月5日	平成29年2月27日まで
那珂県土整備事務所長	起点：太宰府市大字北谷868-52 終点：太宰府市大字北谷868-118	本線： 105.6 側道： 60.8	本線： 23.25~ 25.0 側道： 7.0	26那整第379号-11	平成27年3月12日	平成28年12月31日まで
糸田町長職務代理者 糸田町副町長 沓形 義勝	172宮床町営1号線 起点：田川郡糸田町3758-16番地先 終点：田川郡糸田町3758-16番地先 173宮床町営2号線 227宮床町営6号線 起点：田川郡糸田町3756-2番地先 終点：田川郡糸田町3758-16番地先 227宮床町営6号線 160宮床・桃山踏	172宮床町営1号線 38.6 173宮床町営2号線 52.3 227宮床町営6号線 41.4 161町営住宅中通線 89.3 160宮床・桃山踏	172宮床町営1号線 8.75~9.25 173宮床町営2号線 8.17~ 10.48 227宮床町営6号線 7.25~12.4 161町営住宅中通線 8.5~20.75 160宮床・桃山踏切線 9.75~	26飯整第403号-14	平成27年3月13日	平成28年7月31日まで

	線 起点：田川郡糸田町3700-6番地先 終点：田川郡糸田町3758-16番地先 161町営住宅中通線 起点：田川郡糸田町3758-16番地先 終点：田川郡糸田町3700-6番地先 160宮床・桃山踏切線 起点：田川郡糸田町3743-3番地先 終点：田川郡糸田町3715番地先	切線 54.2	13.34			
株式会社 富士開発 代表取締役 小尾 一	起点：古賀市今の庄三丁目233番2地先 終点：古賀市今の庄三丁目2570番5地先	69.55	7.5~8.42	26福整第138号-15	平成27年3月18日	平成27年6月15日まで
森山興産有限公司 代表取締役 森山 ヒサ子	起点：大野城市白木原一丁目228番5の一部 終点：大野城市白木原一丁目228番9の一部	6.0	6.0	26那整第379号-12	平成27年3月24日	平成27年5月25日まで
飯塚県土整備事務所長	起点：飯塚市大字川島396-3 終点：飯塚市大字川島401-2	73.4	11.0	26飯整第403号-15	平成27年3月26日	平成29年3月23日まで
南筑後県土整備事務所長	起点：みやま市瀬高町上庄657-4地先 終点：みやま市瀬高町下庄683-6地先	167.0	9.36~ 14.82	26久整第203号-15	平成27年3月27日	平成29年3月1日まで
福岡県土整備事務所長	起点：古賀市青柳470番2地先 終点：古賀市青柳489番1地先	310.0	25.0~ 31.59	26福整第138号-16	平成27年3月31日	平成29年3月31日まで

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のよう

に道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)	指定番号	指定年月日
株式会社田中不動産 代表取締役 田中秀保	八女郡広川町大字日吉字熊添520番6、520番29、520番111	41.77	6.0	26久整第39号	平成26年4月23日
小嶽 英泰	遠賀郡水巻町二東三丁目137-5、5066の一部 遠賀郡水巻町大字二6049の一部	14.8	4.0	26北整第73号	平成26年4月23日
株式会社福岡不動産 代表取締役 野島志乃	糟屋郡須恵町大字植木字尾黒185番63	22.88	5.0	26福整第136号	平成26年5月2日
西日本鉄道株式会社 代表取締役 倉富純男	直方市大字感田1552-33	50.16	6.05	26飯整第487号	平成26年5月8日
株式会社エムジー企画 代表取締役 中村 秀徳	遠賀郡水巻町二東一丁目5009の一部、252-1	57.03	6.05～6.42	26北整第73号-2	平成26年5月9日
悠建築工房株式会社 代表取締役 穴見敏幸	朝倉郡筑前町東小田字昭和3298-5	44.13	6.0	26那整第1003号	平成26年5月15日
株式会社桶島建設 代表取締役 香川晃	朝倉郡筑前町東小田字大坪422番33、422番35、422番36	29.87	6.0	26那整第1003号-2	平成26年5月21日
吉原 清海、蓑原真也、大山 敏雄	飯塚市若菜字浦田256-61、256-133、256-134、256-135、256-136、256-137	35.0	4.02～4.03	26飯整第487号-2	平成26年5月28日
株式会社田中不動産 代表取締役 田中秀保	八女郡広川町大字新代字松田1629番20	19.86	4.0	26久整第39号-2	平成26年5月30日
株式会社川崎ハウジング 代表取締役 若林 和彦	大野城市上大利三丁目133番2、134番2、135番5	29.36	4.3	26那整第1701号	平成26年6月6日
株式会社クラフトワン 代表取締役 松尾安英	八女市室園字四丁堀921番4	43.29	6.0	26久整第39号-3	平成26年6月12日

株式会社コスモス 代表取締役 小川正	宗像市田熊二丁目508番5	31.35	4.96～6.26	26北整第73号-3	平成26年6月13日
第一ホーム株式会社 代表取締役 志垣真澄	糟屋郡須恵町大字須恵字松ヶ浦132番92	43.98	6.01～7.50	26福整第136号-4	平成26年6月18日
粕屋町長 因 清範	糟屋郡粕屋町大字仲原字ウト2927番4	12.4	6.0	26福整第136号-3	平成26年6月19日
九州八重洲株式会社 代表取締役 山口元嗣	糟屋郡粕屋町大字長者原字中通り346番5、347番10、347番11、348番7	26.9	4.00～4.01	26福整第136号-2	平成26年6月25日
株式会社Think Style 代表取締役 畑中雄介	春日市若葉台東一丁目16番、22番6	34.82	4.0	26那整第1701号-3	平成26年6月26日
株式会社かつとら 代表取締役 藤野千春	筑紫郡那珂川町片縄東一丁目526番1	25.5	4.5	26那整第1701号-2	平成26年6月30日
安河内 繁	糟屋郡粕屋町甲中原四丁目299-9、299-12、299-14、299-15	5.47	5.2	26福整第136号-5	平成26年7月1日
福岡県高齢者福祉生活協同組合 理事長 宮田 育郎	行橋市南泉一丁目231-15、231-16、231-17、234-3、234-4、231-9、231-11、231-14、隣接里道の一部、水路の一部	80.96	4.26～5.04	26北整第73号-4	平成26年7月4日
松崎 正治	八女市本村字溝狭間626番1、628番6	64.36	6.0	26久整第39号-4	平成26年7月7日
田中 義彦	八女郡広川町大字新代字後口441-4、441-9	38.28	4.05～4.40	26久整第39号-6	平成26年7月18日
有限会社エムケイクリエイト 代表取締役 松崎 正和	直方市大字感田1988番地18	83.25	6.05～6.15	26飯整第487号-3	平成26年7月18日
百年住宅西日本株式会社 代表取締役 中嶋 文雄	小郡市三沢字権藤38番1	44.69	5.0	26久整第39号-5	平成26年7月23日
アルパクリエイト株式会社 代表取締役 塩山 耕起	春日市若葉台東二丁目26番1	15.12	6.0	26那整第1701号-4	平成26年7月30日
清水 久美子	京都郡苅田町大字尾倉字小源寺4018-7、4018-11の一部、4018-17、里道、4019-6、	34.83	4.43～6.00	26北整第73号-6	平成26年7月30日

	4019-9、4019-10					
有限会社徳永開発 代表取締役 徳永一也	筑後市大字若菜字上中道1426番1	41.29	6.04~6.10	26久整第39号-7	平成26年8月4日	
山本 高亮	築上郡吉富町大字今吉109番4、119番4、里道の一部	24.61	5.0	26北整第73号-5	平成26年8月5日	
株式会社RETY INNOVATION 代表取締役 石橋 知也	大川市大字大橋字三百町ノ外554番4、554番18、565番22	56.42	6.0	26久整第39号-8	平成26年8月8日	
株式会社山公地産 代表取締役 山本正彦	直方市大字頓野2189番6	20.07	4.0	26飯整第487号-5	平成26年8月11日	
ディー・アンド・エイチ株式会社 代表取締役 坂口 剛彦	糟屋郡粕屋町仲原三丁目2248番1			転回広場の追加	転回広場の追加	26福整第136号-6
三栄ホーム株式会社 代表取締役 福田澄雄	小郡市小郡字若山607-4	34.90	5.0	26久整第39号-9	平成26年8月19日	
株式会社古賀工務店 代表取締役 古賀幹男	飯塚市伊岐須字滝ヶ下312-1	34.92	5.01	26飯整第487号-6	平成26年9月4日	
株式会社エイダイホーム 代表取締役 岡本 公平	行橋市泉中央五丁目1090番8、1090番9	47.76	6.0	26北整第73号-8	平成26年9月9日	
辰巳開発株式会社 代表取締役 今村重記	遠賀郡岡垣町東山田一丁目185番2	53.78	6.0	26北整第73号-7	平成26年9月10日	
株式会社吉田マネジメント 代表取締役 田脇 紀文	朝倉郡筑前町当所字金鋪298-1	94.35	6.03~6.39	26那整第1003号-3	平成26年9月24日	
株式会社シテイハウス 代表取締役 田中義輝	八女郡広川町大字久泉字中牟田917-4、909-9の一部、913-5の一部、917-4地先水路の一部	118.68	6.0	26久整第39号-10	平成26年9月25日	
有限会社白石木材 代表取締役 白石義次	糟屋郡須恵町大字植木字尾黒185番16	50.77	6.02	26福整第136号-7	平成26年10月3日	
井本 孝	朝倉市持丸字長田町425番1	77.43	6.0	26那整第1003号-4	平成26年10月16日	
深川 力三	行橋市西泉二丁目1820-6	89.02	6.20~7.76	26北整第73号-9	平成26年10月17日	
もっと駅前不動産株式会社 代表取締役 加藤 孝浩	八女郡広川町大字久泉字北中野762-2、763-5、763-8	76.23	5.00~6.01	26久整第39号-11	平成26年11月6日	

杉園 忠重	宮若市金丸字柿田672番6、672番6地先(里道、水路の一部)	113.16	5.00~6.02	26飯整第487号-7	平成26年11月6日
上野 俊美	飯塚市綱分字奈良林802番22、806番17、807番5	34.17	5.0	26飯整第487号-8	平成26年11月12日
有限会社ヤマシタ産業 代表取締役 山下 一成	八女市平田字今広522番3、522番6	61.08	4.0	26久整第39号-12	平成26年11月20日
木下 実苗	飯塚市菰田西三丁目219番10、219番11、219番16、219番19	34.37	4.56~4.69	26飯整第487号-9	平成26年12月2日
株式会社小林建設 代表取締役 小林隆利	朝倉市持丸字長田町381番1、381番13、381番23	56.83	6.0~7.0	26那整第1003号-5	平成26年12月11日
コサック・建設コンサルタント有限公司 代表取締役 手嶋 一代	直方市大字感田880-4、880-2、880-3、862-2、862-3	132.36	6.00~6.25	26飯整第487号-10	平成26年12月18日
神崎 周輔、川原哲也	京都郡みやこ町豊津字巢島1129番4	56.62	6.0	26北整第73号-10	平成26年12月25日
中井 榮	豊前市大字六郎287番1、280番4、287番2の一部	111.83	6.00~7.80	26北整第73号-12	平成27年1月22日
有限会社東筑開発 取締役社長 白川守	遠賀郡水巻町古賀二丁目1275-1	74.0	6.0	26北整第73号-11	平成27年1月22日
タマホーム株式会社 代表取締役 玉木康裕	柳川市本城町5番21	45.01	6.0	26久整第39号-13	平成27年1月23日
原野 太助	糸島市波多江駅北三丁目148番18	4.0	4.18	26福整第136号-8	平成27年1月28日
辰巳開発株式会社 代表取締役 今村重記	遠賀郡水巻町古賀二丁目1109番1	35.33	6.0~8.0	26北整第73号-13	平成27年2月10日
太田 俊樹	田川市大字弓削田415番9、415番13	38.95	6.0	26飯整第487号-11	平成27年2月12日
株式会社川崎ハウジング九州 代表取締役 若林 和彦	小郡市大崎字古野1079番1	30.1	4.00~4.05	26久整第39号-15	平成27年2月18日
大隈 由利子	大川市大字大橋字北ノ内373番4	26.52	4.06	26久整第39号-16	平成27年2月19日
有限会社石橋技研 取締役 石橋 淳二	大川市大字九網字小塚306番5	98.62	6.0	26久整第39号-17	平成27年2月19日
株式会社古賀工務店 代表取締役 古賀幹男	筑後市大字山ノ井字トノエ415番4、水路の一部	49.14	5.0	26久整第39号-14	平成27年2月23日

武末 泰	春日市須玖南三丁目110番7、110番10、110番11、110番12	20.47	4.05	26那整第1701号-5	平成27年3月9日
有限会社茶屋代表取締役 青木 奎正	八女市井延字川下72番6、73番3	34.56	4.2	26久整第39号-18	平成27年3月23日
コモハラホーム代表 菰原 壽子	筑後市大字長浜字上牟田々2163-4、2165-1、2165-9、道の一部、字西畑2209-1	87.93	6.0	26久整第39号-19	平成27年3月23日
株式会社明善住宅代表取締役 岩松 寛	行橋市西泉三丁目1666番12、1666番12地先水路の一部	18.48	6.0	26北整第73号-14	平成27年3月25日

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のように一団地の区域等の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

申請者名	公告対象区域	認定番号	認定年月日	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
水巻町長 美浦 喜明	遠賀郡水巻町大字古賀字足谷1618番1	26北整第3431号-4	平成27年3月25日	福岡県北九州県土整備事務所

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、次のように一定の一団の土地の区域等の認定をしたので、同条第8項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

申請者名	公告対象区域	認定番号	認定年月日	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
水巻町長 美浦 喜明	遠賀郡水巻町大字吉田2720番、2721番	26北整第3431号-5	平成27年3月25日	福岡県北九州県土整備事務所

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

申請種別	申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	承認番号	承認年月日
全部廃止	長 信	糟屋郡粕屋町大字戸原草場306-2、306-3	34.05	26福整第1076号	平成26年6月4日
全部廃止	広川町長 渡邊 元喜	八女郡広川町大字広川字前田1416-3、1431-6、1431-18、1431-19、1431-20	63.0	26久整第1099号	平成26年6月16日
全部廃止	中村 利夫	飯塚市堀池68-5、67-3	57.3	26飯整第452号	平成26年6月17日
一部廃止	十時 孝博	柳川市宮永町12-2、12-7の一部	54.0	26久整第1099号-2	平成26年9月1日
一部廃止	朝倉市長 森田 俊介	朝倉市三奈木字篠原2830番5の一部、2830番7の一部	10.0	26那整第3681号	平成26年9月5日
一部廃止	職権による廃止	古賀市花見南二丁目1815-121、1815-122、1815-123、1815-131、1815-124、1815-53、1815-148の各々の一部	54.0	26福整第1939号	平成26年9月12日
変更	未来エステート株式会社 代表取締役 安永 加代美、株式会社豊栄 代表取締役 安永 修吉、高取 鉄憲、榎園 幸二、栗林 学	飯塚市楽市八反畠355番3、355番9	34.53	26飯整第3648号	平成27年1月21日
全部廃止	青木 昌子	八女市大字井延字川下72番3	14.14	26久整第1099号-3	平成27年2月2日
全部廃止	筑後市長 中村 征一	筑後市大字和泉字初町1085-1、1083-1	130.1	26久整第1099号-4	平成27年3月16日
全部廃止	筑後市長 中村 征一	筑後市大字和泉字初町1085-1、1083-3	65.7	26久整第1099号-5	平成27年3月16日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人築城モータースポーツ協会

(2) 代表者の氏名

金丸 豊一

(3) 主たる事務所の所在地

行橋市行事二丁目21番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、モータースポーツ（モトクロス、エンデューロ及びトライアル等）競技参加者に対して、安全に走行できるオフロードコースの提供及びオフロードレース開催に関する事業を行い、モータースポーツの振興及びモータースポーツを通じた青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ゆづるは

(2) 代表者の氏名

松尾 敦子

(3) 主たる事務所の所在地

大野城市御笠川五丁目6番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を有するものとその家族に対して、安心して生活できるようになるための、就労支援・就労の場の提供、余暇支援に関する事業を行い、生活年齢に見合った生活の自立及び安定、経済的・精神的向上、そして支援を必要とするものとその家族への生活の自己選択の幅を広げられるような地域福祉に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人テニスゲート

(2) 代表者の氏名

伊藤 宏之

(3) 主たる事務所の所在地

筑紫野市牛島436番地の66

(4) 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、スポーツを通じた健康増進に関する事業を行い市民の健康づくりとスポーツ振興及び職業能力開発に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年10月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人NITカウンタボードSBO会

(2) 代表者の氏名

小田 徹

(3) 主たる事務所の所在地

京都郡苅田町新津一丁目11番地1 西日本工業大学内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会や学校において競技スポーツを実施する選手・指導者及びスポーツを普及・振興する人々などに対して、リサイクル可能な資源を有効活用した環境にやさしいスポーツ付属施設・設備充実を図る事業を行い、スポーツの振興、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る物品等の名称

普通自動車賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年9月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

西鉄エム・テック株式会社

(2) 住所

福岡市博多区千代五丁目21番13号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

98,267,904円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年10月6日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社セイケン	宮若市金生2576	清水 安一	平成22年11月27日 福岡県知事許可（般-22） 第14683号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成27年10月20日から平成27年11月17日までの29日間

4 処分の原因となった事実

有限会社セイケン、公共工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。また、本件工事において監理技術者を配置せず、施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、いずれも同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一

部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成27年10月5日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社アルカナデザイン	北九州市八幡西区岸の浦 1-13-30-9	上野 純一郎	平成24年7月27日 福岡県知事許可（般-24） 第106625号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

平成27年10月19日から平成27年11月9日までの22日間

4 処分の原因となった事実

株式会社アルカナデザインは、民間工事において、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結した。また、本件工事において監理技術者を配置しなかった。

これらのことは、いずれも同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年10月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フレッシュ8エブリィ岡垣店

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目1番16号

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 北山 茂樹	代表取締役 松島 三秋

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 北山 茂樹	代表取締役 松島 三秋

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年10月27日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年10月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 D&D行橋店

(2) 所在地 行橋市中津熊285-1

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 北山 茂樹	代表取締役 松島 三秋

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 北山 茂樹	代表取締役 松島 三秋

公安委員会**福岡県公安委員会告示第302号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年10月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年12月23日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第303号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年10月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成27年12月8日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西警察署
平成27年12月9日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県嘉麻市大隈町1228番地1 嘉麻市嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ	嘉麻警察署
平成27年12月11日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱の知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第304号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成27年10月27日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年1月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年1月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。